

別紙

令和3年緑の募金運動実施方針

これまでの国土緑化運動の成果を広く伝えるとともに、健全な森林を将来に引き継いでいくためには、植える、育てる、利用する、また植えるという森林づくりの循環を取り戻す必要があることや、国の内外で取組みが進められているSDGs(持続可能な開発目標)の達成には、森林の整備や緑化の推進が貢献することなど、我が国を取り巻く情勢について分かりやすく伝え、森林づくりや緑化への理解・関心を高めるよう努める。

また、「緑の募金」の名称は一定程度認知されているものの、活動に対する認知度は十分でないことを前提に、普及啓発・広報等の取組みを一層強化し、緑の募金運動を推進する。

これらの取組に当たっては、国土緑化推進機構と全国の緑化推進委員会が連携して、現状について認識を共有しつつ、運動の前進を図ることとする。

1. 普及啓発行事の実施

「緑の募金で進めようSDGs」を統一スローガンとして、「森林を守る 森林を活かす」のポスター・キャッチコピーも活用し、「緑の募金キャンペーン2021」等、各種の普及啓発行事を「みどりの月間」(4月15日～5月14日)を中心に実施する。

行事の実施に当たっては、関係する政府等のガイドラインなどに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。

2. 積極的な広報活動の実施

(1) 地域住民に効果的な広報を行うため、

- ① テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページなど各種媒体の活用を図る。特に、都道府県広報、市町村広報、企業団体等機関広報、企業の協賛広告等との連携を図る。
- ② 新聞、放送局等マスコミと連携し、積極的に募金情報を発信することとし、ラジオCMの全国放送を実施する。
- ③ 地域の実態に応じて共通VTRを使用した地方放送局でのTVCMを実施する。

(2) 東日本大震災等の自然災害による被災地支援の進捗状況等についてホームページの充実を図り情報発信する。

- (3) 地域における森林ボランティア活動や優良募金事例など話題性のある募金情報を編集した情報誌（紙）を発行し、市町村緑化推進組織、募金協力者、森林ボランティア団体等に配布する。
- (4) 主要な国道の「道の駅」等のネットワークを活用して、募金箱の設置等を通じ、国民参加の森林づくりへの協力を呼びかける。

3. 普及啓発共通資材等の活用

緑の募金の社会的役割等を紹介し、全国的に募金に対する協力気運を醸成するため、ポスター、リーフレット、その他普及啓発資材を活用する。

また、地域の話題性のある資材を開発し、地域住民の関心を高め、求心力を確保する。

4. 推進体制等の整備

(1) 合併市町等における家庭募金の推進組織を整備するとともに、商工会、婦人会、校長会、PTA、森林ボランティア団体等に呼びかけ、緑の募金支援団体の拡大や緑の協力員の増員に努める。

(2) 全国的な組織をもつ農協・漁協系統、農業委員会、青年会議所、信用金庫、コンビニ等との運動の連携を図る。

5. 募金活動の展開

(1) 募金期間及び全国一斉強調月間の設定

① 募金期間

国民の緑化気運の高揚に合わせた効果的な募金活動を実施するため、募金期間を春期1月15日～5月31日、秋期9月1日～10月31日の間において各都道府県緑化推進委員会が設定する。

② 緑の募金全国一斉強調月間

国民の緑への関心の高まりを募金運動への参加に結びつけるため、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）の期間を、「緑の募金全国一斉強調月間」として設定する。

(2) 募金活動の強化

① 訴求力のある募金活動

「地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林の荒廃防止、子どもの体験学習、東日本大震災等の被災地復興支援、SDGs 達成への貢献」をキーワードとして、

企業、職場、学校、イベント、店舗その他の分野できめ細かな要請を行う。

また、様々な機会に、緑の募金は、森林の荒廃防止とともに、東日本大震災等の自然災害の被災地支援や SDGs 達成への貢献などに効果的に活用されていることを PR する。

② 重点方策の推進

ア 募金箱の設置拡大

全国どこでも、誰でも募金できるよう、事務所、店舗、公共施設等に募金箱設置を要請する。

イ 使途限定募金の実施

全国的又は地域的課題について事業のニーズを開拓し、着実に実施するため、使途を限定した募金を要請する。また、引き続き中央募金として東日本大震災等の地震被災地支援、令和 2 年 7 月豪雨等の豪雨等被災地支援及び SDGs 達成への貢献に充てる使途限定募金（実施予定）への協力を要請する。

ウ 大口募金企画の提案

企業の CSR（社会的責任）や SDGs への意識の高まりに対応し、ノウハウを活かした募金事業（企業の森づくり、協賛事業）の企画を企業等に提案する。

エ 募金方法の多様化

多様な募金機会を提供するため、寄付金付き等の協賛商品などによる協賛募金、物品寄附、ポイントによる寄付等を推進するとともに、スマホ決済の活用を進める。

オ 家庭募金、職場募金、学校募金の拡大

地方募金の太宗を占めている家庭募金、学校募金等については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、地域の実情に応じて拡大を図る取組を強化する。

カ 新型コロナウイルス感染症対策

募金活動の実施に当たっては、関係する政府等のガイドラインなどに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。

キ 「緑の募金」成果情報の提供

緑の募金の使途及び成果（募金による森林の整備面積や SDGs への貢献等）の情報を積極的に提供する。

ク 募金協力者等の顕彰

緑の募金への協力者（個人、団体）に対し、「緑の募金」顕彰要綱に基づき顕彰を行う。

6. 効果的な募金事業の実施

- (1) 「緑の募金」の支援によるボランティア団体等の諸活動は、募金活動の社会的意義やその効果を国民に示す上で極めて重要である。このため特に、当該事業が緑の募金を活用して実施していることを、事業解説板、標柱、参加者募集チラシ等に表示することにより周知するとともに、HP や Facebook 等の SNS で実施状況などの情報を発信するよう要請する。
- (2) 募金事業の実施に当たっては、地域における森林ボランティア活動の拡大及び活動内容の多様化に資する観点から、先駆性、モデル性のあるものを中心に実施する。また、寄付金の効率的な使用及びSDGs 達成への効果的な貢献を図る。
- (3) 森林ボランティア活動の社会性の向上とプロジェクトの高度化に資するため、事業等を通じて人材の育成に努める。